

令和 7 年度 病院局障害者活躍推進計画 実施状況

病院局では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき「病院局障害者活躍推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、障害者の活躍の場の拡大等に向けた取組を行っているところですが、同法第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、令和 7 年度の実施状況について公表します。

1 取組状況（病院局）

障害者の活躍を推進する体制整備

○組織内の人的サポート体制周知

病院内の相談体制について記載したリーフレットを障害を有する職員及びその上司等に周知することにより、相談しやすい職場環境づくりに努めました。

採用に関する取組

○障害者を対象とした採用選考の実施

実施に当たっては、以下のとおり公正な採用選考を徹底しました。

- ・特定の障害を排除又は特定の障害に限定しない
- ・自力での通勤ができることといった条件を設定しない
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しない。

定着及び満足度向上に関する取組

○相談担当職員の異動時における配慮

定期異動に際し、相談担当職員（障害を有する職員の上司等）が異動となる場合、業務上必要な配慮等について、後任者へ丁寧に引継ぎを行うこと等を庁内に周知し、不安の解消を図りました。

2 達成目標に対する実績（病院局）

目標項目	R 7 実績	R 7 目標	達成状況
採用に関する目標（実雇用率）			
毎年度、法定雇用率を上回ることを目指す（6 月 1 日時点）	2.45%	2.8% （法定雇用率）	未達成
定着に関する目標			
毎年度、採用 1 年後の定着率 100%を目指す	非常勤 75.0%	非常勤 100%	未達成
満足度に関する目標			
毎年度、満足度 90%以上を目指す	—	90.0%	—

(説 明)

○採用に関する目標（実雇用率）

厚生労働大臣へ通報した令和7年6月1日時点の任免状況です。

2.45%で法定雇用率を下回り、未達成となりました。今後も引き続き、法定雇用率を上回る雇用となるよう取り組みます。

○定着に関する目標

令和6年度に採用した職員の採用1年後の定着状況を評価しています。なお、非常勤職員（会計年度任用職員）は、年度ごとの任用が基本であることから、当該年度の期間満了である3月末まで在籍した職員は、定着として計上しています。

定着率は、75.0%で未達成となりました。

今後も、離職理由の把握に努め、定着率向上の取組に反映させていくとともに、相談しやすい職場環境づくりを推進します。

○満足度に関する目標

障害を有する職員（非常勤職員を含む。）を対象に職員アンケートを実施していましたが、令和7年度は実施することができませんでした。令和8年度は確実に実施し、計画の今後の取組の検討に活用します。